

埼玉県公用車予約管理システム提供業務 企画提案評価基準書

I 第一次審査（書類審査）

- 1 企画提案競技の参加者のうち、参加資格を満たしていない者については失格とする。
- 2 参加資格を満たしている者が3者以下の場合は、全ての企画提案競技の参加者を第二次審査（プレゼンテーション審査）に参加できる者として選定する。
- 3 参加資格を満たしている者が4者以上ある場合
 - (1) 選定委員会の各委員が、提出された企画提案書について、「埼玉県公用車予約管理システム提供業務提案要求仕様書」（以下「仕様書」という。）において定義された提案事項を審査する。
 - (2) 審査方法については、「II 第二次審査（プレゼンテーション審査）」に準拠して行うものとし、各委員の評価点を合計して企画提案競技の参加者ごとの得点を算出する。
 - (3) 第一次審査の審査項目は、別添「埼玉県公用車予約管理システム提供業務企画提案評価項目一覧」の審査項目「一次」に○印を付した項目とし、総得点は200点とする。
- 4 選定委員会の各委員による審査結果に基づき、得点の合計の高い3者を、第二次審査（プレゼンテーション審査）に参加できる者として選定する。

II 第二次審査（プレゼンテーション審査）

1 審査項目

- (1) 第二次審査の審査項目は、別添「埼玉県公用車予約管理システム提供業務企画提案評価項目一覧」の全ての審査項目とし、募集要項及び仕様書に定義された要求要件を満たしているか否かを審査する。
- (2) 提案内容は文書による意思表示にとどまらず、プレゼンテーションでの説明や質疑に対する回答も含めて審査する。
- (3) 根拠、実現方式等が明瞭に記載されているかについて審査する。

2 候補者決定の考え方について

- (1) 技術点と価格点の合計（以下、「総得点」という。）が最も高い者を候補者とする。
- (2) 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を候補者とする。
技術点と同じ場合は仕様書 P-04 と P-05 の合計点の高い者を候補者とし、それでも同じ場合には、くじにより候補者を決定する。
- (3) 技術点が著しく低い場合は候補者としがないことがある。

3 総得点について

- (1) 総得点は300点とする。

(2) 総得点の割合は、技術点と価格点の割合＝5：1とし、その得点は、それぞれ技術点250点、価格点50点とする。

4 技術点について

(1) 技術点は技術評価項目表に基づき、採点する。

(2) 審査委員は、評価項目（全6項目）について、次のとおり評価をする。

- ア 極めて優れている・・・5
- イ 優れている・・・4
- ウ 普通・・・3
- エ 劣っている・・・2
- オ 要求要件に満たない・・・1

(3) 配点は別添「埼玉県公用車予約管理システム提供業務企画提案評価項目一覧」のとおりとし、配点別評価点は次のとおりとする。

3（2）の評価基準					
評価	5	4	3	2	1
配点に対する乗算割合	100%	80%	50%	20%	0%

(4) 項目ごとに小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 審査員が採点した結果5段階評価のうち1が付された場合は、審査委員の合議により失格か否か判断をする。

5 価格点について

価格点は、次の式により計算した点数とする。算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

価格点＝50点×（1－見積価格／予定価格）